

氏名等変更届出書及び承継届出書に係る
広島県電子申請システム 操作マニュアル
(申請者用)

〈令和8年4月からの申請分〉

令和8年4月

広島県環境県民局環境保全課

<目次>

○ 申請手続	3
○ 申込内容照会・変更・取下げ	13
○ 届出の受理	16

ご案内

- ・ このマニュアルでは、「氏名変更等届出書(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例)」を提出する場合の操作方法を説明します。
- ・ 以下の届出等を提出する場合も、基本的に「氏名等変更届出書」と同様の操作方法になるため、このマニュアルを参考にしてください。

(1) 承継届出書(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例)

(2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく次の届出書

① 公害防止統括者(公害防止統括者の代理人)選任、死亡・解任届出

② 公害防止管理者(公害防止管理者の代理人)選任、死亡・解任届出

③ 公害防止主任管理者(公害防止主任管理者の代理人)選任、死亡・解任届出

④ 承継届出

(3) ダイオキシン類特別措置法に基づくダイオキシン類測定結果報告書

【申請手続】

1 県 HP から該当の申請フォームにアクセスしてください。

① [氏名等変更届出書、承継届出書](#)

(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例)

② [特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく手続き](#)

③ [ダイオキシン類測定結果報告書](#)

(①氏名等変更届出書、承継届出書の場合)

The screenshot shows the 'ecoひろしま' website. The main header includes the site name and a logo with a dragonfly mascot. The main content area is titled '公害防止法令に係る共通様式 (氏名等変更届、承継届)'. Below this, there is a link to '印刷用ページを表示する' and a date '掲載日: 2026年4月1日'. The text explains that forms for name change and inheritance are available under the relevant laws. A section titled '電子申請による届出について' provides instructions on how to apply electronically. It lists two links: '氏名等変更届出書 (リンク)' and '承継届出書 (リンク)'. A callout box points to these links, stating: '申請したい手続きのリンクをクリックしてください。4ページの「利用者ログイン画面」が表示されます。' On the right side, there are two sidebars: '環境行政情報' with links to '環境関係窓口の御案内', '環境に関する計画', '環境白書・データ集', '環境保全関係規程', and '公害審査会'; and '環境学習' with links to '環境学習講師', '県民', '事業者', and '子ども'. At the bottom right, there is a '地球環境' section with a link to '地球温暖化'.

2 利用者ログイン画面が表示されます。

この手続きは利用者登録をせずに利用することができます。

「利用者登録せずに申し込む方はこちら」 ボタンをクリックした場合、3ページの「手続き説明画面」が表示されます。

利用者管理

ホーム > オンライン申請手続き > 利用者ログイン

利用者ログイン

手続き名 氏名等変更届出書（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例） ver0.1

受付時期

[利用者登録せずに申し込む方はこちら >](#)

(利用者登録しない場合)
このボタンを押下後、3ページの「手続き説明画面」が表示されます

[利用者登録される方はこちら](#)

新規に利用者登録する場合は、このボタンを押下

既に利用者登録がお済みの方

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したID、パスワードを入力ください。
パスワードを忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

利用者ID（メールアドレス）

パスワード

既に、電子申請システムの利用者登録を行っている場合、利用者 ID とパスワードを入力し、ログインしてください。
ログイン完了後、3ページの「手続き説明画面」が表示されます。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン >

補足

※利用者登録して申し込む場合は、画面の「利用者登録される方はこちら」ボタンを押下してください。

「利用者登録」については、下記 URL の利用者登録マニュアルを参考に、手続を行ってください。

<https://s-kantan.jp/help/PREFHS/profile3-2-1.htm>

利用者登録ページが表示されますので、表示内容を確認の上、利用者情報の登録を行ってください。
(利用者登録は、3年間有効です。)

(利用者登録のメリット)・・・利用者登録した利用者 ID で電子申請システムにログインした場合

- ・手続き申込時に登録情報が初期表示され、一部の入力を省略できます。
- ・過去に行った申込情報の確認を行いたい場合、申込一覧画面にて、確認が可能となります。

3 手続説明画面が表示されます。

手続名をよく確認してください。

手続説明、利用規約をご確認の上、「同意する」をクリックしてください。


※手続き説明欄はよく内容を確認してください。

手続き申込

[ホーム](#) > [オンライン申請手続き](#) > [利用者ログイン](#) > [手続き説明](#)

手続き説明

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	氏名等変更届出書（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例） ver0.1	 お気に入り登録
説明	<p>次の法令に基づく氏名変更等届出書を一括して提出することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・大気汚染防止法・水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法・ダイオキシン類対策特別措置法・広島県生活環境の保全等に関する条例 <p>【提出対象】 県が届出を直接受理する市町の区域に設置されている施設 ※広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町が設置場所の場合は、各市町へ提出してください。</p>	

※説明内容を確認ください。

広島県・市町共同利用型電子申請システム利用者規約

1 目的

この規約は、利用者が広島県・市町共同利用型電子申請システム（以下「システム」という。）を利用して広島県及び県内市町（以下「県内自治体」という。）に申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

2 利用者規約の同意

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただいたものとこのボタンを押下後、4ページの「連絡先メールアドレス入力画面」が表示されます。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る

同意する >

(注) 利用者登録した利用者 ID でログインし、「手続き説明画面」を表示した場合、同意するボタンをクリック後、直接、6ページの「手続き申込画面」が表示されます。そのまま手続きを進めてください。

- 4 連絡先メールアドレス入力画面が表示されます。
メールアドレスを入力の上、「完了する」をクリックしてください。



利用者ID入力

氏名等変更届出書（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例）ver0.1

●●メールアドレス登録後の流れ●●
入力いただいたアドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信しますので、URLにアクセスし、申請内容等の入力を行ってください。

●●留意事項●●
○迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref-hiroshima@test.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
○携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がありますので、URLリンク付きメール受信が可能な設定に変更してください。
○上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
○送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。

●●SoftBankメールユーザーの方へ●●
※現在、SoftBankメールをお使いの方におきまして、電子申請サービスからの通知メールが届かない事象を確認しております。
SoftBankメールユーザーの方は、受信許可リストに「pref-hiroshima@test.e-tumo.jp」を登録ください。

SoftBankメール受信許可リスト設定方法
<https://www.softbank.jp/mobile/support/mail/antispam/email-i/white/>
<https://www.softbank.jp/mobile/support/mail/antispam/email-i/white/https://www.softbank.jp/mobile/support/mail/antispam/email-i/white/>

連絡先メールアドレスを入力してください。

メールアドレス **必須**

メールアドレス（確認用） **必須**

< 説明へ戻る

完了する >

連絡先メールアドレスを入力し、「完了」ボタンを押下してください。
「メール送信完了画面」が表示され、その後、電子申請システムから申込画面のURLを記載した【連絡先アドレス確認メール】が送信されます。

(メール送信完了画面) (例)

広島県電子申請システム 

手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問 ログイン

手続き申込

ホーム > オンライン申請手続き > 利用者ログイン > 手続き説明 > 利用者ID入力 > メール送信完了

🔍 手続き選択をする

✉️ **メールアドレスの確認**

✎ 内容を入力する

📄 申し込みをする

メール送信完了

氏名等変更届出書（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例）ver0.1

メールを送信しました。

受信したメールに記載されているURLにアクセスして、残りの情報を入力してください。

申込画面に進めるのはメールを送信してから24時間以内です。

この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

< 一覧へ戻る

(連絡先アドレス確認メール) (例)

件名 【連絡先アドレス確認メール】

広島県電子申請サービス（インターネット側試験環境）

手続き名：
氏名等変更届出書（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例）ver0.1
の申込画面へのURLをお届けします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから
https://test.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/completeSendMail_gotoOffer?completeSendMailForm.templateSeq=11555&num=0&t=1753766120151&user=kanhozen%40pref.hiroshima.lg.jp&id=8200b422d903b81c7d853b545be22add

上記のURLにアクセスして申込を行ってください。

【問い合わせ先】
なし
電話：なし
FAX：なし
メール：なし

このメールは自動配信メールです。
返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

電子申請システムの手続申込画面表示用の URL がここに設定されています。
この URL を押下すると、6ページの「手続き申込画面」が表示されますので、手続きに進んでください。（上記は、サンプルの URL です。）

5 手続申込画面が表示されます。

入力内容（例：申請者の区分など）に応じて必要な添付書類項目が表示されます。

必要事項の入力及び添付書類の添付後、画面最下部の「確認へ進む」をクリックしてください。

- (1) 添付ファイルの合計サイズの上限は 100MB です。
- (2) 添付書類が多いため、予め添付書類を準備してから、手続きを開始してください。
(※添付書類の一時保存不可。未操作が 180 分続くとタイムアウトします。)
- (3) 様式は県 HP よりダウンロードしてください。

手続き申込

ホーム > オンライン申請手続き > 利用者ログイン > 手続き説明 > 申込

過去の申込から入力値を自動設定する

申込

選択中の手続き名：氏名等変更届出書（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例）ver0.22

問合せ先 [+開く](#)

【共通様式】氏名等変更届出書

次の法令に基づく氏名変更等届出書を一括して提出することができます。

- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・広島県生活環境の保全等に関する条例

届出様式を以下からダウンロードし、必要事項を記入の上、電子添付してください。

※代理人（工場長等）が届出する場合は、委任状を添付してください。

※届出日が変更年月日から30日を超える場合は、遅延理由書を添付してください。

届出の対象となる施設の設置場所 **必須**

施設設置場所の市町を選択してください。

※広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町の場合は、この申請フォームからは申請できません。提出方法については、各市町の担当課にお問い合わせください。

竹原市

施設設置場所の市町を選択してください。

届出方法 **必須**

「届出者本人による届出」、「代理人（工場長等）による届出」のいずれかを選択してください。

届出者本人による届出

- ・届出者本人による届出
- ・代理人（工場長等）による届出

のいずれかを選択してください。
(代理人の場合は、委任状の添付が必要です)

届出者名 **必須**

個人の場合は氏名、法人の場合は法人名を記入してください。

届出の対象となる工場・事業場の名称 **必須**

冒頭で選択した市町に設置している全ての工場・事業場の名称を記入してください。

入力文字数：0 / 100

担当者の氏名 **必須**

届出の担当者（行政書士を含む）の情報を記載してください。

氏： 名：

担当者の所属部署名 **必須**

担当者の電話番号【半角】 **必須**

電話番号

担当者のメールアドレス **必須**

メールアドレス

届出の時期 **必須**

届出の提出日が「変更後30日以内」か「変更後30日を過ぎている」かを選択してください。

- ・ 変更後 30 日以内
- ・ 変更後 30 日を過ぎている

のいずれかを選択してください。
(変更後 30 日を過ぎている場合には、以後の項目で遅延理由書の添付が必要です)

提出書類一覧

届出様式に必要事項を記入し、電子ファイルを添付してください。

(1) 氏名等変更届出書 **必須**

様式に必要事項を記入し、電子ファイルを添付してください。

ファイルの選択	ファイルが選択されていません	「ファイルの選択」をクリックし添付ファイルを選択してください。
削除		

(2) その他添付書類 **添付ファイル**

変更内容を別紙に記載する場合等はここに添付してください。

変更内容を別紙に記載する場合等は、「添付ファイル」をクリックし添付ファイルを選択してください。

(3) 遅延理由書 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

やむを得ず変更があった日から30日以内に届出書を提出できなかった場合は、その理由を記載した遅延理由書を添付してください。

なお、遅延理由書の記載方法等については、提出先の厚生環境事務所へお問い合わせください。

ファイルの選択	ファイルが選択されていません	届出の提出日が変更後 30 日を過ぎている場合は、「ファイルの選択」をクリックし添付ファイルを選択してください。
削除		

(4) 委任状 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

代理人による届出の場合、委任状を添付してください。

ファイルの選択	ファイルが選択されていません	代理人による届出の場合は、「ファイルの選択」をクリックし添付ファイルを選択してください。
削除		

確認へ進む >

補足

入力内容の不備や添付漏れがある場合は、エラーが表示されます。修正後に再度「確認へ進む」をクリックしてください。

- 5 申込確認画面が表示されます。
入力事項に誤りがないことを確認の上、「申込む」をクリックしてください。

手続き申込

[ホーム](#) > [オンライン申請手続き](#) > [利用者ログイン](#) > [手続き説明](#) > [申込](#) > [申込確認](#)

申込確認

まだ申込みは完了していません。

※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

氏名等変更届出書（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例）ver0.1

【共通様式】氏名等変更届出書

届出の対象となる施設の設置場所 竹原市

届出方法 届出者本人による届出

届出者情報

届出者の区分 法人

法人名 株式会社 保全商事

担当者情報

氏名 保全 太郎

郵便番号 7330851

住所 竹原市〇〇町〇-〇

電話番号【半角】 0825132920

メールアドレス

届出の時期 変更後30日以内


提出書類一覧

(1) 氏名等変更届出書 (案) 氏名等変更届 (共通様式) .docx

[< 入力へ戻る](#) [申込む >](#)

- 6 申込完了画面が表示され、利用者登録されたメールアドレス宛てに申込完了通知メールが自動送信されます。申請手続はこれで完了です。

手続き申込

 手続き選択をする メールアドレスの確認 内容を入力する 申し込みをする

申込完了

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送付しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。

申込みが完了しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。

整理番号	XXXXXXXXXX
パスワード	XXXXXXXXXX

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

(申込完了通知メール)

件名 **【申込完了】氏名等変更届出書**

広島県電子申請サービス（インターネット側試験環境）

整理番号：XXXXXXXXXX
パスワード：XXXXXXXXXX

上記届出書類の到達を確認しました。

【申込内容照会URL】

下記URLにアクセスし、上記の整理番号とパスワードを入力してください。
(電子申請システムでログイン後に、申込内容照会から確認することも可能です。)
◆パソコン、スマートフォンはこちらから
https://test.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/inquiry/inquiry_initDisplay

【今後の手続きのご案内】

- これから県で提出書類の審査を行います。
- 提出書類に不備がある場合は、県から補正指示を記載したメールが届きますので、申込内容照会から修正してください。
- 提出書類に不備がなければ、県から受理通知メールが届きます。

【問い合わせ先】

工場・事業場の場所により、異なります。
下記ページの「地方機関環境関係窓口一覧」をご確認ください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-bl-annai-index.html#chihoukikan>

※このメールは手続きが終了するまで必ず保存しておいてください。

注意

申込状況の確認などで必要なので、「整理番号」「パスワード」は、保管しておいてください。

【申込内容照会・修正・取下げ】

※ 申込を行った手順の処理状況を確認できます。また、申込内容の修正や申込の取下げをしたい場合は、該当の申請を照会して手順を行うことができます。

- 1 申込完了通知メール(p12)に記載された申込内容照会 URL にアクセスの上、「整理番号」及び「パスワード」を入力、又は、下記 URL からシステムにログインし、左上の「申込内容照会」のタブをクリックする。

<https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/profile/userLogin.action>

広島県電子申請システム

ログアウト
利用者情報

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会

ようこそ、和也さま

お知らせ

【2024年06月11日】電子申請システムのサービス向上のため、利用者アンケートにご協力をお願いします。
https://test.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9554

【2024年05月15日】電子申請に関するご質問はAIチャットボットをご利用ください。
<https://webchat.bebot.io/chat/29d256aa>

過去のお知らせ>

手続き申込

手続き選択をする メールアドレスの確認 内容を入力する 申し込みをする

2 過去の申込内容一覧が表示されます。該当の申請を選択し、「詳細」をクリックしてください。

広島県電子申請システム

ログアウト
利用者情報

申請団体選択 | 申請書ダウンロード

> 手続き申込 | > 申込内容照会

申込内容照会

申込一覧

キーワードで探す

整理番号 手続き名

申込日 ~

入力例) 2000年1月23日は20000123と入力

2024年11月22日 20時02分 現在

並び替え 表示数変更

1

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
531806634850	氏名等変更届出書（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例）	広島県環境県民局環境保全課	2024年11月22日19時	処理待ち	<input type="button" value="詳細>"/>

- 3 処理状況や申込内容が表示されます。申込内容の修正、申込の取下げ、過去の申込を再利用して申込を行いたい場合は、画面下部の該当の手続をクリックしてください。
- 添付書類に不備がある場合、返却処理されます。処理状況の欄に「返却中」と表示されるため、画面最下部の「修正する」により、修正してください。（※返却処理及び補正事項の内容については、別途メール等で県から連絡があります。）

申込内容照会

申込詳細

申込内容を確認してください。

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	氏名等変更届出書（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例）
整理番号	531806634850
処理状況	返却中
処理履歴	2024年11月22日20時11分 返却 2024年11月22日20時10分 ファイルアップロード 2024年11月22日19時43分 申込
添付ファイル1	指摘事項メモ.doc

県からの返却時に添付ファイルがある場合、こちらに表示されます。

- ※確認後、必ずブラウザを閉じてください。
※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

過去に申し込んだ申込内容をコピーして再度同じ手続きの申込を行うことができます。

< 一覧へ戻る

再申込する >

修正する >

取下げる >

申込内容の修正を行うことが可能です。
県から補正指示により返却があった場合、こちらで対応してください。

申込を取り下げることができます。

注意

申込内容の修正、申込の取下げは、県の受理処理後は、電子申請システムから手続できません。

【届出の受理】

県で事前審査が完了次第、申請者のメールアドレス宛に受理通知メールが送信されます。

(受理通知メール)

件名	【申込受理】氏名等変更届出書	★
広島県電子申請サービス（インターネット側試験環境）		
手続き名： 氏名等変更届出書（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例）		
整理番号：432760694671		
届出を受理しました。		
【申込内容照会】 電子申請システムでログイン後に、申込内容照会、申込完了通知に記載されている整理番号とパスワードを入力してください。 （電子申請システムでログイン後に、申込内容照会から確認することも可能です。） https://test.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/inquiry/inquiry_initDisplay		
【問い合わせ先】 工場・事業場の場所により、異なります。 下記ページの「地方機関環境関係窓一覧」をご確認ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-bl-annai-index.html#chihoukikan		
問い合わせ先 なし 電話：なし FAX：なし メール：なし		
※このメールは自動配信メールです。 ※返信等されましても応答できませんのでご注意ください。		

補足

以上で電子申請システムによる手続は完了です。